岡山市設計支援委員会にみる福祉活動の現状と課題

The Current Situation and Issues of Welfare Activities as Seen by the Okayama City Design Support Committee

(2018年3月31日受理)

松井 圭三 今井 慶宗*

Keizo Matsui Yoshimune Imai

Key words: 設計支援委員,地域福祉,岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例

I. は じ め に

岡山市には設計支援委員制度がある。この設計支援委員制度が、現在、福祉の観点からどのような活動・提言を展開しているのか、また今後の課題は何かについて分析を行い、地域福祉の視点からあるべき姿について考察する。

Ⅱ. 研 究 方 法

岡山市ホームページにて公表されている2002(平成14)年度から2016(平成28)年度の「各年度の意見について」及び岡山市設計支援委員会において配布された資料を用いた文献を中心とする研究を実施した。なお、個人のプライバシーに関わることは研究対象にしていない。研究において、個人情報に配慮し、個人情報・プライバシーに関する記述にわたらないようにした。

Ⅲ. 設計支援委員制度とは

岡山市では2002(平成14)年4月から「岡山市くらし やすい福祉のまちづくり条例」が施行されている。同条 例は、「福祉のまちの理念を定め、市、市民、事業者の 役割と責任を明らかにするとともに、まちづくりのため の基本的な方針などを定めることによって、幅広い市民 参加によるまちづくりを総合的に推進し、市民生活の安 定と向上を図ること」を目的としている(第1条)。条 例の推進にあたり、第3章で6つの重点的な取り組みが 定められている。すなわち、①心と体の健康づくり、② 安全で快適な住まいの確保、③働きやすい環境の整備、 ④子育て環境の充実、⑤魅力ある教育環境の充実、⑥共 に支え合う地域づくりの推進である。

同条例第27条は第2項で「市は,生活関連施設などにきめ細かな配慮がなされるよう意見を聴くため,専門的知識のある障害者などを設計支援委員として委嘱します。」第3項で「市は,生活関連施設などを整備する場合,設計支援委員の意見を聴きます。また,市民,事業者は,生活関連施設などを整備する場合,設計支援委員の意見を聴くよう努めましょう。」と定められている。

岡山市の設計支援委員制度は、同市ホームページによれば「不特定多数の人が利用する施設の整備にあたって、 高齢者、障害者など誰もが使いやすいものにするために、 利用する立場から設計支援委員の意見を聴く制度」であるとされている。

設計支援委員は公募によって選考のうえ委嘱される。 委嘱期間は2年間である。条例第27条第2項で定められ ているように、設計支援委員として委嘱されているのが 「専門的知識のある障害者など」であることは大きな特 徴である。

「設計支援委員の意見を聴く会」では事業名,整備概要(場所,内容,整備年度,整備事業費),委員の意見を聴きたい主な事柄を記載した書面のほか,設計図・見取図が配布される。

^{*}関西女子短期大学保育学科

Ⅳ これまでの審議事項

2002 (平成14) 年4月に第1回の委員会が開催されて 以降,2016 (平成28) 年10月までに82回開催されている。 うち1回は設計支援委員への委嘱や委員長・副委員長の 選任のみであった。

設計支援委員会は,2017 (平成29) 年1月末時点で累計83回開催されていて,1年間平均5.5回である。各年度の開催回数は表1の通りである。

表 1	岡山市設計	支援委員会の名	4年度ごと	: の開催回数・	・審議案件数

年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
回数	11	9	7	4	7	6	5	5	7	3	5	4	4	2	4
案件	20	19	11	6	15	11	6	6	11	4	7	5	6	4	6

- ・2016 (平成28) 年度は2017 (平成29) 年1月末時点である
- ・案件として挙げられたが審議未了のケースもある(その場合も1件として計上)

審議されている内容は、2017(平成29)年1月末時点で137項目あり、公民館・集会所29、行政機関庁舎20、道路20、区画整理・再開発11、鉄道施設11、駅周辺整備10、公園等9、民間生活関連施設等8、学校5、病院3、住宅2、その他9となっている。一部に分類が複数にわたると思われるものや、複数回にわたって議題とされている案件もある。委員の委嘱等のみではなく実際に内容が審議された82回で見てみると、1回あたり約1.7件が審議されていることが分かる。

案件として多い、公民館・集会所、行政機関庁舎、道路、区画整理・再開発、鉄道施設、駅周辺整備について見てみると次のような傾向がある。公民館・集会所は2013(平成25)年度を除き毎年度とりあげられている。行政機関庁舎は2008(平成20)年度以降継続的に登場している。合併による庁舎整備の影響が考えられる。道路は案件として現れていない年度もあるが継続的に登場している。道路は複数年度に渡って建設されるものもあることが考えられる。区画整理・再開発は本制度開始後5年間に集中しているが、実際には駅周辺整備や道路建設が区画整理・再開発の一環としてなされている場合も考えられる。鉄道施設(主に駅舎)整備は近年少なくなり駅周辺の整備が増加傾向にある。

V. 意見の内容とその採否

1. 意見内容の例

137項目のうち,公民館・集会所,行政機関庁舎,道

路について設計支援委員の意見としてどのようなものが 出されているか、それぞれ1つずつとりあげてみると以 下のような内容である。(一部要約)

① 公民館・集会所…岡山市宇野コミュニティハウス(仮称) 新築工事(2012(平成24)年度第4回)

会議室に、補聴器に直接マイクの音声を配信する機器 か、要約者の筆記内容をスクリーンに表示するシステム がほしい。火災、地震等災害時に、緊急事態であること を視覚的に知らせる設備(フラッシュ等)を各室に設置 することを要望する。非常灯に警報ランプを附属でき るものもある。視覚, 聴覚に障害を有する者にどのよう に伝えるのか、公共施設のありかたとして検討してほし い。非常時の避難経路等について、利用者に周知してほ しい。各室の配置の表示は大きいものにしてほしい。手 摺りに点字の表示をしてほしい。二段手摺りにしてほし い。触知図を設置してほしい。玄関ドアには衝突防止の シールをつけてほしい。所在時間が長い場合、聴覚障害 者、視覚障害者が使うIT機器の電源が無くなることが ある。自助努力は当然しているが、やむを得ない場合の ために、充電用の専用の電源を設けてほしい。また、ソ フト面で、協議会の方に、理解と配慮の徹底をお願いし たい。事務室のカウンター部分の窓はできるだけ大きく してほしい。和室について、車椅子使用者にとっては段 差がある方が便利である。検討してほしい。駐車場はな いのか。駐車場の確保は当然行っていただきたい。ま た, 駐車場からコミュニティハウスの入口までルートを 一つ確保し、点字ブロックを設置すべき。点字ブロック

は、施設と施設をつなぐものであり、道路からの敷設が 必要。少なくとも門からの設置は必要。玄関部分だけな ら意味がない。玄関部分の点字ブロック(誘導ブロック) の配置が良くない。スロープ側に誘導すべきであり、段 差に誘導しないように変更が必要。多目的トイレの便器 は、入口の正面の向きにすべきである。多目的トイレの ベビーシートは、ユニバーサルシートにならないか。女 子トイレ, 男子トイレにベビーチェアがあった方がよ い。女子トイレの洗面台が2つあるが、1つにしてでも ベビーチェアを設置したほうがよい。トイレのブースは 引き戸にできないか。トイレの面台の幅は200mm以上に し、物が十分置けるようにしてほしい。洋室の入口が狭 く、車椅子では入れない。広くしてほしい。玄関の可動 スロープは、必要なときにはすぐに使えるように、地元 と取り決めしてほしい。玄関の段差は不要。雨の吹き込 みの問題は、ひさしの設置等で解決できるはず。聴覚障 がい者の中には,三半規管に障害を有する方がいる。玄 関の靴の着脱用に椅子がほしい。また, 立ち上がり補助 のために、椅子には手摺りを付けてほしい。

② 政機関庁舎…岡山市水道局本局庁舎新築工事(2014 (平成26)年度第4回)

【配置関係について】車いす用駐車場を玄関脇に配置 できないか。道路上から敷地境界にかけても入口がわか るように整備してほしい。チェーンゲートなど目の不自 由な方には危ない場合があるので認識しやすい工夫をし てほしい。【点字ブロックについて】風除室内へも点字 ブロックがあった方が分かりやすい。EV前の点字ブ ロックがわかりにくいのではないか。お客さまセンター の入口自動ドアの位置をずらして, 風除室からまっすぐ 入るように変更できないか。玄関ホールやEVに音声案 内, フラッシュライトを設置してほしい。【多目的トイ レ・トイレについて】多目的トイレまでの導線に点字ブ ロックなどで誘導できるものが設置できないか。多目的 トイレまでの導線に手摺は設置されているか。多目的ト イレ内に便器廻り以外(出入口付近)へも手摺を設置し てほしい。オストメイト利用者用にゴミ箱を設置してほ しい。大人用のユニバーサルシートなどもあった方がよ い。呼出ボタンはフタ付など不注意に押すことのないも のにしてほしい。多目的トイレ内が緊急時に暗くなって しまわないよう整備してほしい。【案内サインについて】 総合案内板は設置されるのか。触知図や拡大したものなどデザインには配慮してほしい。場合によっては、別途案内用の印刷物なども検討してほしい。トイレ廻りのサインは色やサイズなど目の不自由な方にも分かりやすいものにしてほしい。多目的トイレの内容が分かるサインが1階にあればよい。【その他】入口のドアがガラス製だと見えにくいので配慮してほしい。

- ③ 道路···主要地方道東岡山御津線道路改良事業(2013(平成25)年度第4回)
- 1. 自転車歩行者分離 この周辺には学校もあり、完 成の際には歩行者・自転車が増えると思うが、自転車と 歩行者の分離についてはどう考えているか?平面部はと もかく地下道部分については、かなりの勾配があり自転 車のスピードもあがるため、歩行者等の安全性の確保が できるのか?歩道部(地下道)については、視覚障害者・ 聴覚障害者・車椅子等様々な人が通る。コストや費用対 効果だけでなく, 障害者の気持ちに配慮した設計にして 欲しい。現在, 自転車について様々な課題がある中で, 中心市街地ではレーン分け等限られた空間の中で対応し ている。そのあたりを考慮して, 例えば自転車を一方通 行にするとか、ハードで対応できない部分はソフトで対 応してもらいたい。2. 縦断勾配 5%・8%の縦断勾 配について、基準はクリアしているかもしれないが、現 実的に車いす等は通行困難である。全体を上げて勾配を ゆるくすることはできないか? 3. その他 今後, 少 子高齢化社会において自動車交通量は将来減るのではな いか?この区間だけ出来ても渋滞は解消しないのではな いか?地下道部分は暗いため、防犯上の対応を考えて欲 しい。段差について、市内はほとんど2cmになっている。 車椅子の通行を考慮して欲しい。転落防止柵は全線設置 するのか?

2.「できない」などとされた事項とその理由

設計支援委員会の結果報告書によれば、設計支援委員からの意見に対して多くの事項については「設置する」「修正する」あるいは「検討する」とされている。多くは実現する方向で処理されている。一方「できない」等とされているについてその理由を検討してみると次のようになる。なお、1つで複数の理由が挙げられているものや理由が複数の分類にわたるものもあり、該当する事業数は概数である。

理由が明示されているもので複数事業においてその理 由があげられているのは、スペースが足りない・構造上 の強度に問題があるなど物理的に困難30、地元が要望し ている6,原案の方がより適切である・不都合が発生し ない6、法令上問題がある5、他のことで支障がある・ 安全を確保するため5,予算が足りない4,事業者への 指導が困難であったり事業目的に支障が出る4,運用面 で対応することとした2,施工範囲ではない・該当する 工事の管轄外2,原案が全国的に行われている施工方法 である2, である。1つの事業で挙がっているのは、セ キュリティ上問題, 有料施設である, 改善すべきことと されているが既に存在する, 既存事業との整合性から困 難,代案で行う,今回は暫定整備であり今後の本整備で 行う, 歴史的意義があり改造困難, プライバシー保護, 紛失・盗難防止,他の施設を転用するので改造困難,セ キュリティ上問題がある,利用頻度や事業規模などであ り、このほか分類困難なものも4事業ある。理由が明ら かではないものは26事業あるが、明らかではないのは報 告書の書面上であり、議論の中では根拠に基づいて討論 されていると考えられる。

典型的な事例についてその理由を見てみると次のようなものがある(それぞれ結果報告書の記載を一部要約している)。

- ① ペースが足りない・構造上の強度に問題があるなど 物理的に困難
- ・福田地域センター整備事業(2016(平成28)年度第4回) 【問】例えば更衣室をトイレに変更することはできないか。職員の更衣室であれば、執務室内に設けるなどできないか。【答】更衣室は職員にとって必要なものである。執務室に移すことは、スペース的に困難である。
- ② 元が要望している
- ・岡山市古都地区コミュニティハウス改築工事(2012 (平成24)年度第4回)

【問】受付カウンターまで点字ブロックを延長してほしい。受付にはスリッパに履き替えて行くよう床見切が設計されているが、一般的には受付後に入室する。受付には下足で行けるよう床見切を一直線にしてほしい。玄関に1/45の傾斜がある。これがなければ、椅子・下足を受付側に設置できる。【答】地元意見を反映して上履きに履き替えた後で受付をするイメージで配置している。下

足位置等は地元要望を反映した。

- ③ 案の方がより適切である・不都合が発生しない
- ・山陽本線庭瀬駅バリアフリー設備設置 (2005 (平成 17) 年度第2回)

【問】多機能トイレのベビーベットをユニバーサルベットに変更してほしい。オストメイト洗浄器にシャワー設備をつけてほしい。多機能トイレの出入口にベビーベットがあると入る時に支障するため、ベビーベット、オストメイト、洗面器の位置を入れ替えてほしい。【答】基準を満たしていて、庭瀬駅はベビーベットとする。計画設備で機能を満たしており、シャワー設備は設置しない。出入口にベビーベットを配置すれば、収納しないと出ることができないため支障がない。

- ④ 法令上問題がある
- ・岡山市中区福祉事務所新築工事(2009(平成21)年度 第4回)

【問】2階の階段の降り口に車椅子転落防止用の柵(車止めの曲がったポール)が付けられないか。【答】建築基準法に定められた階段の有効幅(2階からの階段降り口部分)が確保できなくなり、避難上支障となるため、設置は困難である。

- ⑤ 他のことで支障がある・安全を確保するため
- ・岡山市福島コミュニティハウス新築工事(2010(平成 22)年度第6回)

【問】玄関右側にも椅子と下足入れが必要ではないか。 【答】玄関右側は、常に手摺が必要な人の動線で、途中 に通行の支障となる、下足入れ・椅子等は設置出来ない。

VI. 考 察

岡山市設計支援委員制度運営要綱第5条第1項では「会議は、月1回の定例会とする」と定められているが、 実際には平均して隔月程度しか開かれていない。また、 15年間を5年ごとに3区分すると、年平均が7.6回、5.2回、3.8回と減少傾向にある。なお、うち1回は設計支援委員への委嘱や委員長・副委員長の選任のみであった。 そもそも審議事項として取り上げられる案件の数のこともあるが定期的・計画的な開催が望まれる。審議すべき 案件として取り上げられている数についても15年間を5年ごとに3区分すると、年平均が14.2件、7.6件、5.6件 と委員会開催回数と同じく減少傾向にある。その理由として、行政改革による公共事業減少や民間発注工事の減少、さらには必要な施設の整備が進んでいることもあると考えられるが、設計支援委員会の審議事項とすべき工事等について積極的に審議対象としようとすることがやや消極的になっている傾向があるとも考えられる。

設計支援委員会の結果報告書によれば、設計支援委員からの意見に対して「できない」等とされている事項はスペースや強度等物理的な困難、地域の施設で地元の要望を反映せざるを得ない、実際の構造上不都合が生じない、法令上問題があり実現困難、安全や他の面で支障があるというものである。地域の施設で地元の要望を反映せざるを得ないことは別として、設計支援委員の意見を反映して変更しないことがやむを得ないと考えられる理由である。設計支援委員の意見に基づいて変更するのではなく原案通り進めることについて「地元が要望している」という理由は、6件とも公民館・コミュニティハウス等地元民の集会に用いる施設を中心とする整備事業である。その他の多くの事項については「設置する」「修正する」あるいは「検討する」とされていて前向きに処置されている。

設計支援委員は、募集案内では応募資格として「市内 に居住し, 車いす利用者, 視覚障害者, またはボランティ アや介護経験等をお持ちの方で、今までに不自由な経験 をしたり感じたりして, 人に優しい施設の整備等につい て、ご意見・ご関心をお持ちの方」となっている。実際 に委員に就任している者は、社会福祉の資格を有する者 や理工系知識を有する者が多くを占める。このため処理 が不可能ではない的確な内容の意見が多く提示され、行 政・事業者側も対応していると考えられる。ただし、土 木建築の専門家ばかりではないことや、書面上判断して 意見を述べることの限界から, 実現には物理的な困難を 伴う意見や構造を詳しく検討すると不都合が生じないも のに対する意見も出ている。一方で、専門的知識の有無 に関わらず障害当事者として改善意見をさらに自由に出 すことが, 施設設備のよりよい改善に結びつくと考えら れる。

実現困難な理由の中には、建物のセキュリティ上から 変更は問題がある、歴史的意義があり設備を改造するこ とが困難である、プライバシー保護の観点からできない、 紛失・盗難防止対策の観点から原案の通りに行う,というものもある。これらも現実には変更困難な正当な理由であり,設計支援委員に配布される資料や事前説明において明らかにされることによって,委員会においてもそれを踏まえて改善意見が出されたり,審議時間を他の観点に用いることができると考えられる。

予算・法令の制約や設計支援委員自体の専門性の限界から、設計支援委員の意見は必ずしも実現されないものも少なくない。しかし、「専門的知識のある障害者など」が設計支援委員として委嘱されていることは、公共工事や民間生活関連施設工事に障害当事者などが福祉の観点から意見を反映させるための重要なルートとなっている。開始15年間で開催件数・審議案件数とも減少傾向にあるが、ユニークな地域福祉の実現方法としてこの制度を活性化することが求められる。

今後とも本制度やその運用実態について研究していく ことが必要であると考える。

参考文献

岡山市ホームページ

www.city.okayama.jp/hofuku/.../hukushisoumu_00007. html

《資料》審議内容の分類 (例えば14-2は平成14年度第 2回委員会の意味)

●【公民館・集会所29】14-2老人憩いの家の改修について、14-3西大寺市民会館 車椅子用渡り廊下及びトイレ設置について、14-4岡西公民館他12館エレベーター等設置工事、14-6(仮称)吉井川ふれあいプラザの改修、14-9古都ふれあいプラザの新築、15-3岡山市立北公民館牟佐分館改修工事、15-3岡南公民館便所改修修繕、15-3岡山市平福コミュニティハウス改造工事、15-4岡山市宇野コミュニティハウス新築工事、15-5都六区老人憩の家改修工事、15-7上道公民館エレベーター設置工事、15-5山陽本線東岡山駅エレベーター新設他、16-2岡山市第三藤田コミュニティハウス改修工事、16-3岡山市城東台コミュニティハウス新築工事、17-3(仮称)出石コミュニティ施設新築工事、18-2福祉交流プラザ岡輝改修工事、18-3奥迫川集会所新築工事、19-5岡山市操南コミュニティハ

ウス新築工事,20-5(仮称)岡山市西高崎高齢者福祉センター新築工事,21-3勤労者福祉センターエレベータ改修事業,22-2岡山ふれあいセンター内市民サービスコーナー(仮称)修繕,22-6岡山市福島コミュニティハウス新築工事,23-2岡山市金川地区コミュニティハウス改築工事,24-4岡山市宇野コミュニティハウス(仮称)新築工事,24-4岡山市古都地区コミュニティハウス改築工事,26-1吉備公民館・吉備地域センター新築整備事業,27-2岡山市灘崎学区コミュニティハウス新築工事,27-2岡山市迫川学区コミュニティハウス新築工事,27-2岡山市迫川学区コミュニティハウス新築工事,28-3操山公民館・教育相談室・適応指導教室新築整備事業

- ●【行政機関庁舎20】15-6市庁舎1階便所修繕,15-6岡 山市東福祉事務所内障害者用トイレ入口の修理, 18-7岡 山市西消防署(仮称)新設工事,20-3区役所施設整備工事, 20-4中区役所施設整備工事,20-4岡山市児童相談所・精 神保健福祉センター・障害者更生相談所設置工事,21-4 岡山市中区福祉事務所新築工事,22-1(仮称)岡山市新 中消防署・水防センター新築工事,22-2シネマタウン岡 南市民サービスコーナー (仮称)整備工事,22-3南区役 所福浜地域センター (仮称) 新築工事, 22-4中区役所富 山地域センター (仮称) 新築工事, 22-5発達障害者支援 センター(仮称)整備事業,22-7岡山市中区福祉事務所 進入路整備工事,23-1中区役所富山地域センター新設工 事,23-2岡山市南区役所庁舎新築工事,24-3岡山市東区 役所等庁舎新築工事,25-3岡山市中区役所庁舎新築工事, 26-4岡山市水道局本局庁舎新築工事, 27-2北区役所高松 地域センター新築工事,28-4福田地域センター整備事業
- ●【道路20】14-1市道本町表町線の舗装の美装化,15-9都市計画道路東岡山駅前線,16-7市道鹿田町旭東町線歩道整備工事,17-1音響式信号機の設置について(報告),18-6市道浦安西町築港元町線他交通安全施設設置工事,18-7岡山駅地区交通結節点改善事業都市計画道路 岡山駅東西連絡通路新設工事,18-7都市計画道路幸町松崎線道路整備事業,18-7カネボウ跡地内区画道路整備,19-2岡山駅地区交通結節点改善事業都市計画道路 上石井北方線 岡山駅西口交通広場整備事業,19-6岡山駅交通結節点改善事業都市計画道路上石井北方線 岡山駅西口交通広場整備事業,19-5市道南方柳町線歩道舗装整備工事,20-2市道南方柳町線歩道舗装修繕工事,21-2岡山駅交通結節点改善事業都市計画道路上石井北方線 岡山駅

- 西口交通広場整備事業,21-5(都)下中野平井線(旭川 工区)街路事業,21-5市道藤田浦安南町線道路改良事業, 22-7国道250号視覚障害者誘導用床材敷設工事,25-1市 道南方柳町線舗装修繕工事,25-4主要地方道東岡山御津 線道路改良事業,26-3桃太郎大通りにおける自転車走行 空間整備工事,28-4津島本町地内ほか視覚障害者誘導用 ブロック設置工事
- ●【区画整理・再開発11】14-5西部第4地区土地区画整理事業,14-10岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業(第2工区),15-1岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業(第2工区),15-2岡山駅東口・表町地区整備事業(市道丸の内16号線),15-4西部第4地区土地区画整理事業(現地視察),15-5西部第四地区土地区画整理事業,15-9岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業(第2工区),16-6岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業,17-4岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業,18-3岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業,18-5岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業,18-5岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業,18-5岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業,18-5岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業(道路ペデストリアンデッキのエレベーターについて)
- ●【鉄道施設11】14-2 J R 西大寺駅バリアフリー化設備整備について、16-5山陽本線岡山・庭瀬間新駅整備事業について、16-6宇野線妹尾駅エレベーター新設他、16-7 J R 宇野線妹尾駅自由通路へのエレベーター設置について、17-2山陽本線庭瀬駅バリアフリー設備設置、17-4岡山駅東西連絡通路整備事業、18-4山陽本線岡山駅エレベーター新設他、19-3山陽本線 西川原駅(新駅)の設置、19-4山陽本線高島駅エレベーター新設等、20-1山陽本線高島駅及び庭瀬駅の南口改札の設置、23-3 J R 高島駅一般車乗降場整備事業
- ●【駅周辺整備10】14-3 J R 大元駅駅前東口広場整備工事について、14-8岡山駅西口広場及び東西連絡通路の整備計画(案)について、16-2新駅南口広場整備事業、17-3岡山駅西口整備等事業(東西連絡通路,橋上駅舎)(仮称)について、17-4(都)上石井岩井線岡山駅西口交通広場整備事業、19-4交通結節点整備事業岡山駅東口広場一般車乗降場等整備、22-2瀬戸駅周辺整備事業、24-5瀬戸駅周辺整備事業(北口駅前広場)、25-1北長瀬駅歩行者連絡通路・自転車等駐車場整備事業、26-1万富駅前整備事業
- ●【公園等9】18-6国際児童年記念こどもの森多目的ト

イレ新設工事,18-7 (仮称) 西大寺南ふれあい公園整備, 18-7 (仮称) 西大寺南ふれあい公園内体験学習施設整備, 19-1 (仮称) 西大寺南ふれあい公園整備,19-1 (仮称) 西大寺南公園内体験学習施設整備,19-3 (仮称) 西大寺南 ふれあい公園内屋外便所整備,28-1岡山西部総合公園(仮称) 整備事業,28-1岡山西部総合公園(仮称) 管理棟整 備事業,28-2福田緑道公園整備事業

- ●【民間生活関連施設等8】14-6民間生活関連施設トイレ改修工事,14-7民間生活関連施設トイレ改修工事,14-8民間生活関連施設(百貨店)自動ドア改修工事,14-11民間生活関連施設(公証役場)トイレ改修等工事,14-11民間生活関連施設(飲食店)トイレ改修等工事,16-3民間生活関連施設(飲食店)スロープ改修工事,16-4民間生活関連施設(デイサービスセンター)トイレ改修工事・自動ドア・スロープ設置工事,18-1岡山シティホテル厚生町新築工事
- ●【学校 5】14-1学校施設のバリアフリー事業,14-11 中心部の第2期の新しい小学校新築工事について,15-7 岡山市大野小学校屋内体操場・プール新設工事,15-9岡 山市立岡山中央中学校校舎増築工事,21-1岡山市立岡山 後楽館中・高等学校新築工事(体育館棟)
- ●【病院3】14-3せのお病院一般浴室出入口・物干場出入口の改修について、14-5岡山市立市民病院本館3階便所・洗面所改修工事、24-1(仮称)岡山総合医療センター整備事業
- ●【住宅2】25-2さくら住座再生事業 (第1期), 26-2さ くら住座再生事業 (第2期)
- ●【その他9】15-8岡山市東部余熱利用健康増進施設整備・運営PFI事業,15-8岡山市水道記念館リニューアル事業,16-5岡山市デジタルミュージアム(仮称)整備事業,18-1元気な地域づくり交付金事業 五城地区 女性若者等活動促進施設新築工事,22-1(仮称)総合保健福祉施設建設事業(金川病院併設),24-2サッカー場クラブハウス新築工事,24-5たけべ八幡温泉郷温泉施設改築工事,26-1イオンモール岡山敷地外開発工事,27-1東山斎場再整備事業